

### 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺環境について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

- ・排ガスについては、セメント焼成炉の煙突から排出されるガスによるものであり、大気汚染防止法に基づき、排出基準値以下で管理可能である。
- ・放流水は、工場排水及び雨水である。生活環境に係る排水基準値内であり、生活環境の保全上支障をきたす恐れはない。
- ・具体的な基準値は、本様式第1号の付属資料によります。

### 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

- ・硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん濃度は2ヶ月に1度、塩化水素は2ヶ月に1度、ダイオキシン類は3ヶ月に1度。放流水の測定は、毎月実施。

### その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

- ・対象廃棄物は、全て工場内でセメント製造の原料・燃料代替として自社処理されるため、最終処分場或いは、他社へ処理委託する二次廃棄物は発生しません。施設の点検は、施設の運転、点検作業標準書に基づき、常時実施します。関係諸法規類を遵守するとともに安定操業に努めます。

様式第 1 号（第 16 条関係）の付属資料

○ 排ガスの性状、方流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

・工場では周辺地域の環境保全を目的として一関市と「大気汚染」及び「水質汚濁」の項目について公害防止協定を結んでおり、これを遵守する。

「大気汚染」に関する協定項目は、排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物となっているが、セメント焼成炉は廃棄物焼却炉にも該当することから塩化水素、ダイオキシン類についても定期的に測定しながら管理を行なっている。

また「水質汚濁」に関しては、工場排水の水素イオン濃度(PH)と浮遊物質(SS)が協定項目となっている。協定項目以外の項目についても、下記に記載した。排ガスの排出基準及び排水の排水基準は下記の通り。

表-1 廃棄物焼却炉に係る排出基準

項目	排出基準値
ばいじん(ダスト)濃度	0.08 g/Nm <sup>3</sup>
硫黄酸化物	※1
窒素酸化物	450 ppm
塩化水素	700 mg/Nm <sup>3</sup>
ダイオキシン類	1.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

・ばいじん、窒素酸化物、塩化水素の排出基準値は、残存酸素濃度 12%換算値。

・※1 硫黄酸化物の排出基準値は次式にて計算されますが、式中の He が測定毎に変動してくるため、qの値も測定毎に異なってきます。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q :硫黄酸化物排出基準

K :大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号の政令で定める地域ごと掲げる値  
(当地域は 17.5 )

He:補正された排出口の高さ

表 - 2 生活環境に関わる排水基準

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8 以上、8.6 以下
浮遊物質 (SS)	mg/l	200 (日間平均 150)
生物化学的酸素要求量	mg/l	160 (日間平均 120)
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物)	mg/l	5
ノルマルヘキサン抽出物質(植物)	mg/l	30
大腸菌群数	個	日間平均 3,000